



地域密着型通所介護・第一号通所事業

重要事項説明書

(2024 年 4 月 1 日現在)

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6657-7868 (午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分まで)

担当 管理者 元木 守男

2. ドゥ・リュクスの概要

一 提供できるサービスの種類と地域

名称	ドゥ・リュクス
所在地	東京都葛飾区立石 2-3-3 鈴屋ハイツ 1F
介護保険指定番号	地域密着型通所介護・第一号通所事業 東京都指定 1372207348 号
サービス提供する対象地域*	葛飾区にお住まいの方

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

二 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 兼 生活相談員	社会福祉主事任 用資格	1 名	—	事業所の従業者及び一連の管理 業務	1 名
生活相談員 兼介護職員	社会福祉主事任 用資格		1 名	生活相談員・介護職員兼務	1 名
介護職員	初任者研修 介護福祉士 その他	1 名	1 名	利用者様の施設内において、入 浴・排泄・食事などの介助	2 名
機能訓練士	あん摩・ マッサージ師		1 名	機能訓練業務	1 名

三 同センターの設備の概要

定員	10 名	静養室	1 室 1 床
食堂兼機能訓練室	37.52 m ²	相談室	1 室
送迎車	2 台	浴室	有

四 営業時間

月曜～日曜日	午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分
定休日	年末年始・火曜日・日曜日

*緊急連絡先 03-6657-7868

3. 提供するサービス内容

- ・ レクリエーション
- ・ 機能訓練
- ・ 入浴
- ・ 食事（配食）
- ・ 生活相談
- ・ 送迎 等

4. 料金

一 利用料金（地域密着型通所介護）

① 地域密着型通所介護利用料金 （3 時間以上 4 時間未満）

	1 日あたりの 利用料金	介護保険適用 時の 利用料金(1 割 負担)	介護保険適用 時の 利用料金(2 割 負担)	介護保険適用 時の 利用料金(3 割 負担)
要介護 1	¥ 4,534	¥ 454	¥ 908	¥ 1,362
要介護 2	¥ 5,210	¥ 521	¥ 1,042	¥ 1,563
要介護 3	¥ 5,866	¥ 589	¥ 1,178	¥ 1,767
要介護 4	¥ 6,540	¥ 654	¥ 1,308	¥ 1,962
要介護 5	¥ 7,226	¥ 723	¥ 1,446	¥ 2,169

② 地域密着型通所介護利用料金 （4 時間以上 5 時間未満）

	1 日あたりの 利用料金	介護保険適用 時の 利用料金(1 割 負担)	介護保険適用 時の 利用料金(2 割 負担)	介護保険適用 時の 利用料金(3 割 負担)
要介護 1	¥ 4,752	¥ 476	¥ 952	¥ 1,428
要介護 2	¥ 5,460	¥ 546	¥ 1,092	¥ 1,638
要介護 3	¥ 6,149	¥ 617	¥ 1,234	¥ 1,851
要介護 4	¥ 6,856	¥ 686	¥ 1,372	¥ 2,058
要介護 5	¥ 7,575	¥ 758	¥ 1,516	¥ 2,274

③ 地域密着型通所介護利用料金（5 間以上 6 間未満）

	1 日あたりの 利用料金	介護保険適用 時の 利用料金(1 割 負担)	介護保険適用 時の 利用料金(2 割 負担)	介護保険適用 時の 利用料金(3 割 負担)
要介護 1	¥7,161	¥717	¥1,434	¥2,151
要介護 2	¥8,458	¥846	¥1,692	¥2,538
要介護 3	¥9,766	¥977	¥1,954	¥2,931
要介護 4	¥11,041	¥1,105	¥2,210	¥3,315
要介護 5	¥12,360	¥1,237	¥2,474	¥3,711

④ 地域密着型通所介護利用料金（6 時間以上 7 時間未満）

	1 日あたりの 利用料金	介護保険適用 時の 利用料金(1 割 負担)	介護保険適用 時の 利用料金(2 割 負担)	介護保険適用 時の 利用料金(3 割 負担)
要介護 1	¥7,390	¥739	¥1,478	¥2,217
要介護 2	¥8,730	¥873	¥1,746	¥2,619
要介護 3	¥10,082	¥1,009	¥2,018	¥3,027
要介護 4	¥11,434	¥1,144	¥2,288	¥3,432
要介護 5	¥12,774	¥1,278	¥3432	¥3,834

⑤ 地域密着型通所介護利用料金（7 時間以上 8 時間未満）

	1 日あたりの 利用料金	介護保険適用 時の 利用料金(1 割 負担)	介護保険適用 時の 利用料金(2 割 負担)	介護保険適用 時の 利用料金(3 割 負担)
要介護 1	¥8,207	¥821	¥1,642	¥2,463
要介護 2	¥9,701	¥971	¥1,942	¥2,913
要介護 3	¥11,248	¥1,125	¥2,250	¥3,375
要介護 4	¥12,774	¥1,278	¥2,556	¥3,834
要介護 5	¥14,300	¥1,430	¥2,860	¥4,290

⑥その他 加算 及び 減算

※栄養スクリーニング加算

5 単位 半年に 1 回 54 円 1 割負担 6 円 2 割負担 11 円 3 割負担 18 円

BMI（体格指数）が 18.5 を下回っていない事、直近の 6 ヶ月間で体重が 3%以上減っていない事、食事の摂取量が通常の 75%以下になっていない事を前提とする。

その他の詳細は年度末に通知されるとの事。その後に記載を行います。

※栄養改善加算

150 単位 一回 1,635 円 1 割負担 164 円 2 割負担 327 円 3 割負担 495 円

低栄養状態の利用者の栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合。

詳細は年度末に通知されるとの事。その後記載を行います。

※入浴介助加算 I

40 単位 1 回 436 円 1 割負担 44 円 2 割負担 88 円 3 割負担 132

※送迎減算

片道・47 単位 片道・512 円 1 割負担・52 円 2 割負担 -103 円 3 割負担 -156 円

送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）は減算の対象とします。

※サービス提供体制強化加算

下記算定する場合はいずれか 1 つのみ

I ー（イ） 介護職員の総数のうち介護福祉士が 50%以上配置の場合。

18 単位 1 日 196 円 1 割負担 20 円 2 割負担 40 円 3 割負担 60 円

I ー（ロ） 介護職員の総数のうち介護福祉士が 40%以上配置の場合。

12 単位 1 日 130 円 1 割負担 13 円 2 割負担 26 円 3 割負担 39 円

II 利用者に直接提供する職員のうち勤続 3 年以上の勤務年数のある者が 30%以上配置の場合。

6 単位 1 日 65 円 1 割負担 7 円 2 割負担 13 円 3 割負担 20 円

※認知症加算

60 単位 1 日 654 円 1 割負担 66 円 2 割負担 131 円 3 割負担 197 円

- ・指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員を常勤換算法で 2 以上確保している場合。
- ・前年度又は算定日が属する月の前 3 ヶ月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が 100 分の 20 以上である場合。

- ・指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1以上確保している場合。

⑦ 食事材料費(配食) 1食あたり

昼食代 普通食 520 円 カロリー調整食 750 円 低たんぱく食 820 円

アレルギーや好き嫌い等が多く、お弁当は食べられないという方や他に別途で理由がある方は夕食と同じ金額にて施設でお作り致しますので、ご相談下さい。

おやつ代 1食あたり 150 円

レクリエーションにかかる費用(実費)

洗濯サービス 150 円

などご希望により自己負担となります。

二 利用料金 (第一号通所事業)

サービス時間	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の利用料金(1割負担)	介護保険適用時の利用料金(2割負担)	介護保険適用時の利用料金(3割負担)
2時間以上3時間未満	2,932 円/回	294 円/回	587 円/回	880 円/回
3時間以上5時間未満	3,346 円/回	335 円/回	670 円/回	1,004 円/回
5時間以上	4,185 円/回	419 円/回	837 円/回	1,256 円/回

※入浴介助加算 I

40 単位 1 回 436 円 1 割負担 44 円 2 割負担 88 円 3 割負担 132 円

① 入浴介助加算 I 40 単位/日 単位数に変更はございませんが

- ・入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修を行う事となります。

② 現在、処遇改善加算 (I)・特定処遇加算 (II)・ベースアップ等支援加算

の加算がありますが、処遇改善加算の一本化にともない

介護職員等処遇改善加算 II を新設移行し

加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じます。

介護職員等処遇改善加算 II 9.0%

3. 感染症について今後、施設内にて年2回の研修を行なう事とする。

4. 業務継続計画 (BCP) 未策定事業所への減算導入

改定後新設

業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
-------------	-------------------------

※以下の基準に適合していない場合に算定（令和7年4月1日より適用）

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定すること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置をこうすること。

業務継続計画書（作成済）を事務所の壁に貼付し、今後の業務遂行について確認を行う事とする。

5. 身体的拘束等の適正化について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録することとする。

6.送迎に係る取り扱いの明確化

①送迎の範囲について

利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。

②他介護事業所利用者との同乗について

介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。

7.運営規定の概要等の重要事項について

重要事項等の情報について事業所内での「書面掲示」に加え、法人のホームページ等又は情報公表システム上に掲載・公表することとする。

（令和7年3月31日までに実施）

8. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入

高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
----------------	-------------------------

※以下の措置が講じられていない場合に算定

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果に

ついて従業員の周知徹底を図ること。

- ・虐待の防止のための指針を整備する。
- ・従業員に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

三 キャンセル料

当日のサービスの中止に関しましては配食分のキャンセル料が必要となります。

四 利用料の支払方法

毎月 10 日に前月分の請求書を発行しますので、27 日までにお支払い下さい。

お支払い完了後と翌月の 10 日に領収書を発行・送付します。

お支払い方法は銀行振替にてお願いします。

郵便局及び銀行のどちらでも対応が可能です。

5. サービスの利用方法

まずは、お電話でお申込みください。

当センター職員がご自宅に伺い、利用決定後、契約を結び、地域密着型通所介護計画・第一号通所事業計画書を作成して、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談下さい。

6. 利用者のご都合でサービスを終了する場合

一 利用者は事業者に対して、1 週間の予告期間をおいて文書で通知することによりこの契約を終了することができます。

ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を終了することができます。

二 次の事由に該当した場合は、利用者は文書または電話にて通知することにより直ちに終了することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ② 事業者が秘密保持義務に違反した場合。
- ③ 事業者が利用者及びその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ④ 事業者が破産した場合。

7. 事業者によるサービスの終了

一 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月間の予告期間を

において理由を示した文書で通知することにより、この契約を終了することができます。

二 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を終了することができます。

- ① 利用者及びその家族が事業者を支払うべき利用料等の費用を正当な理由なく1ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者及びその家族に対し、1週間以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額を支払うよう催告します。
上記催告にもかかわらず支払がなされないときは、事業者はこの契約を終了することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、滞納額が高額に上る等特別な事情があり緊急性が認められるときは、事業者は本契約の催告期間を措かず終了することができるものとします。
- ③ 前二項の規定に基づき契約を終了した場合であっても、事業者は利用者及びその家族に対し事実上サービス終了を強制するような行為はせず、介護保険法および運営基準等の法令を遵守し対応します。
- ④ 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、また利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- ⑤ 利用者及びその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- ⑥ 事業者は、利用者またはその身元引受人ないし家族（内縁関係等の関係者を含む）が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為（暴言、暴行等のパワーハラスメント、性的言動等のセクシャルハラスメント、恫喝、理不尽なクレーム、過剰な要求等のカスタマーハラスメント等を含む）を事業者に対してなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達する事が著しく困難となったと認めるときは、口頭あるいは文書による通知によりこの契約を終了することができます。

9. 自動終了

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- 一 利用者が介護保険施設等に入所した場合。
- 二 利用者の要介護状態区分等が要支援、非該当（自立）と認定された場合。
- 三 利用者が入院をされ、期間が3ヶ月間以上経過した時。
- 四 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合。

10. 秘密保持・個人情報保護及び情報開示

- 一 事業者およびその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この秘密保持は契約終了後も同様とします。
- 二 事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び当該家族の個人情報を用いてはならない事とします。
- 三 事業者及びその従業者は個人情報保護法に基づき適切な取扱い、保護管理体制の強化に努めます。

11. 連帯保証

- 一 身元引受人は、本契約につき生じる利用料等、利用者が負担する債務につき連帯保証するものとします。
- 二 身元引受人が連帯保証人となる事が出来ない事情がある場合は別の方を別途連帯保証人とするものとします。
- 三 利用者に親族や身寄りが全くないなど特別な事情がある場合は、事業者は本条項の適用を免除する事ができます。

12. 損害賠償責任

- 一 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- 二 事業者は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。
前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又はその家族の方に当該保険の調査等の手続にご協力頂く場合があります。
- 三 事業者は、自己の責めに帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を逃れます。
 - ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ② 利用者が、サービス実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ④ 利用者が、事業者及びサービス事業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

13. 事故発生時の対応

- 一 利用者に対する地域密着型通所介護・第一号通所事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な指示を講じます。
- 二 利用者に対する地域密着型通所介護・第一号通所事業サービスの提供により損害すべき事由が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
但し、事業者の責に帰すべからず事由による場合はこの限りではありません。

14. 当センターのデイサービスの特徴

一 運営の方針

- ① 当センターの地域密着型通所介護事業・第一号通所事業は、事業対象者・要支援・要介護状態等の心身の特徴を踏まえ、利用者が可能な限りその居住において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。
- ② 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健、医療、福祉サービス、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③ 利用者とその家族に満足頂ける良質なサービスを提供できるよう、的確にニーズを把握し、地域密着型通所介護・第一号通所事業計画の作成、実施を行います。
- ⑤ 「質の高いサービスは職員の質の向上によって実現される」を指針・目標にて自己啓発による職員の育成を計画的に図り、各職員の能力の向上に努めます。

二 サービスの利用にあたって

事項	有無	備考
土曜・日曜・祝日の実施の有無	有	年末年始・日曜定休日
時間延長実施の有無	無	
従業員への研修の実施状況	有	3か月以内の採用時研修及び 年次研修2回以上
サービスマニュアルの作成	有	
送迎の有無	有	

三 サービスの利用のための留意事項

- ① 所持品の持ちこみ 食べ物、貴重品は持ち込まないで下さい。また他者との物品のやり取りはご遠慮下さい。(トラブルの原因となります)

- ②体調確認 ご自宅で変調にお気づきの際は、お休みして頂く場合がございます。
- ③送迎 約束した時間、場所でお待ち下さい。
- ④宗教活動 他人への強制 勧誘の禁止
- ⑤体調不良等によるサービスの中止
送迎車出発時間の午前 9 時 00 分までにご連絡して下さい。
- ⑥ その他 契約書、利用前説明書をご確認下さい。

15. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、あらかじめ情報提供された、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

事業者はサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡及び報告を行うとともに必要な処置を講じます。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族①	氏名	
	連絡先	電話 携帯
ご家族②	氏名	
	連絡先	電話 携帯

16. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 BCP・消防計画書に基づいて対応します。
- ・ 防災設備 消火器・排煙設備・火災報知機・非常ベル
- ・ 感染症対策 年 2 回実施します。
- ・ 防災訓練 年 2 回実施します。
- ・ 水害訓練 年 1 回実施します。
- ・ 防火責任者 管理者

17. 虐待防止への取り組み

事業者は虐待の発生及び再発を防止するため下記に掲げる措置を講じる。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分周知する。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる処置を適切に実施するための担当者を置く。

前項第一号に規定する委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものと

する。

18. 第三者評価の実施状況の有無

第三者評価の実施は行っていない。

19. サービス内容に関する相談・苦情・ハラスメント

利用者に対する相談・苦情・ハラスメント担当係

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情・ハラスメント等及び居宅サービス計画に基づいて提供される各サービスに関する要望・相談・苦情・ハラスメント等をお受けいたします。

(管理者： 元木 守男 電話 03-6657-7868)

尚、管理者不在の場合には、お電話口に出た者にお伝えください。

20. サービス内容に関する苦情

一 当センターご利用者相談・苦情担当

管理者 元木 守男

電話 03-6657-7868

受付時間午前 9 時 00 分から午後 18 時 00 分

二 その他

○葛飾区役所事業者調整係 03-3695-1111 (直通)

○国民保健団体連合会 03-5326-0878

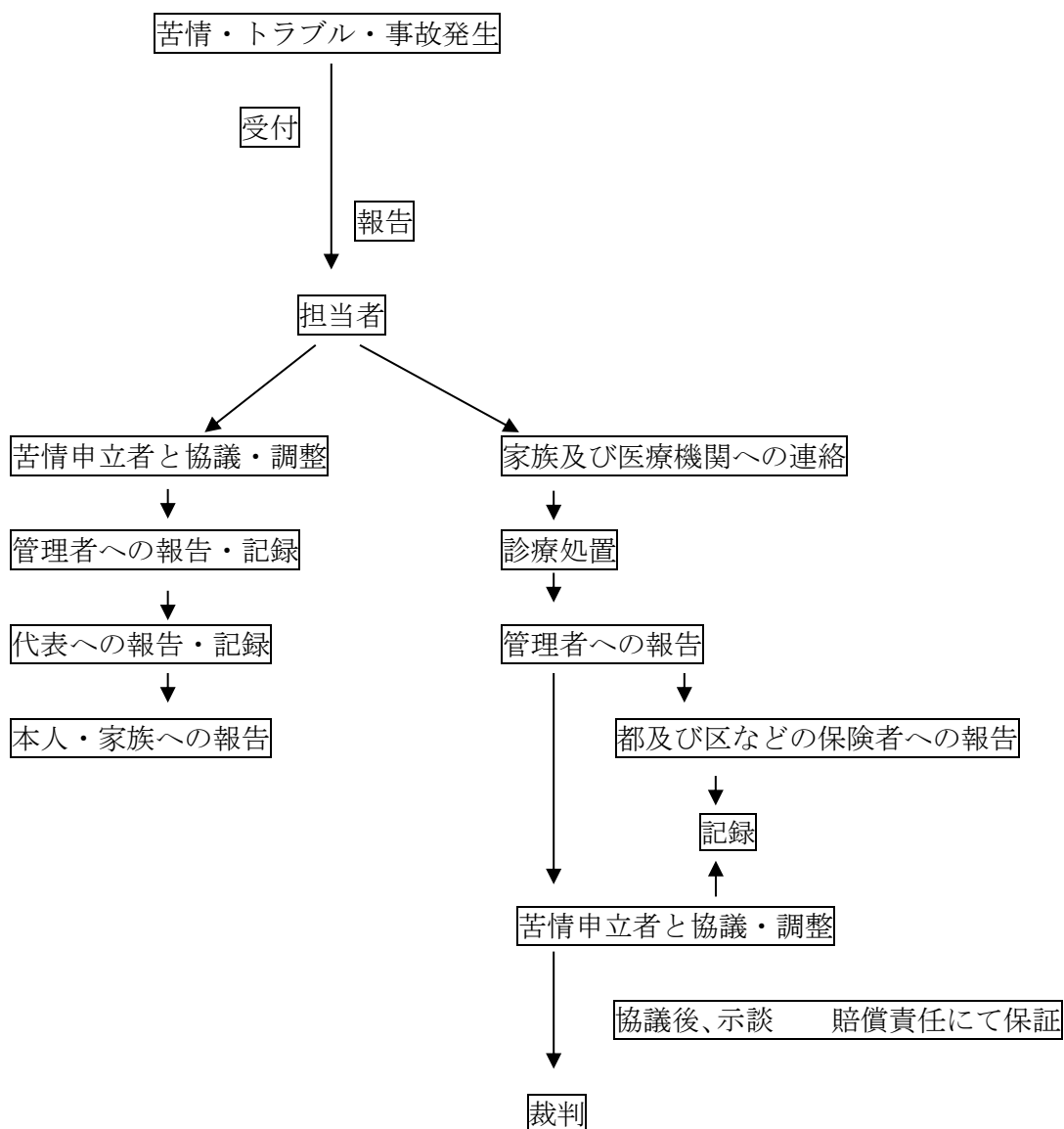
○東京都福祉局保健部介護保険課 03-5320-4597

21. 福祉サービス第三者評価実施状況

項目	内容
(1) 実施の有無	有 ・ 無
(2) 実施年月日 (直近実施日)	令和 年 月 日
(3) 実施した評価機関	
(4) 評価結果の開示状況	

22. 苦情処理受付図

法人名称 株式会社 ケアテック
事業所名称 株式会社 ドゥ・リュクス
住所 東京都葛飾区立石 2-3-3 鈴屋ハイツ 1F
サービス種類 地域密着型通所介護
苦情・トラブル・事故 TEL 03-6657-7868
営業時間内 9:00~18:00
保険者 葛飾区介護保険課事業者調整係
TEL 03-3695-1111(直通)



23. 当センターの概要

法人名称 株式会社ケアテック
代表取締役 笠木 美佐子
所在地・電話番号 東京都葛飾区立石 2-3-3 鈴屋ハイツ 1F
定款の目的

1.介護保険法による次の事業

- ① 居宅介護支援事業
- ② 介護予防支援事業
- ③ 居宅サービス事業
- ④ 介護予防サービス事業
- ⑤ 施設サービス事業
- ⑥ 地域密着型サービス事業
- ⑦ 地域密着型介護予防サービス事業

2.障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

3.有料老人ホームの経営

4.グループホームの経営

5.地域支援事業

6.介護予防訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第一号訪問事業

7.介護予防通所介護又は介護予防通所介護に相当する第一号通所事業

8.事業を行う施設・組織等の運営管理に関するコンサルティング

9.住宅の改修、建物の増改築

10.介護用品及び介護機器の販売及び輸入

11.古物の売買

12.介護支援専門員・訪問介護員・介護要員の育成、指導及び紹介

13.不動産の売買及び賃貸・管理

14.健康食品、自然食品、一般日用雑貨の販売

15.飲食店の経営

16.損害保険の代理業

17.前各号に附帯関連する一切の事業

施設・拠点等	居宅介護支援事業所	2ヶ所
	訪問介護	2ヶ所
	第一号訪問事業・第一号通所事業	4ヶ所
	地域密着型通所介護	2ヶ所

地域密着型通所介護・第一号通所事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項の説明をしました。

年 月 日

事業者 (事業者番号 1372207348)

所在地 東京都葛飾区立石 2-3-3

鈴屋ハイツ 1F

名称 ドゥ・リュクス

説明者 氏名 元 木 守 男 印

私は本書面により、事業者から地域密着型通所介護・第一号通所事業についての重要事項の説明を受け同意をし、交付を受けました。

利用者名

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ 印

家族(身元引受人)

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ (続柄) 印

代理人名

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ (続柄) 印